

平成 2 1 年度

事業計画書

学校法人 椋山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針	1
	I. 平成21年度事業計画を策定するにあたって	1
2	学園に関する事項	2
	I. 学園	2
	II. 事務局	2
	III. センター	7
3	椋山女学園大学に関する事項	10
	I. 平成21年度の基本方針	10
	II. 教育分野	10
	III. 研究分野	13
	IV. 学生募集	13
	V. 学生支援	13
	VI. 国際化	14
	VII. 図書・学術情報	15
	VIII. 生涯学習・社会連携	15
	IX. 管理運営	16
	X. 社会貢献	16
4	椋山女学園高等学校・中学校に関する事項	17
	I. 平成21年度の基本方針	17
	II. 教育活動	17
	III. 生徒指導	18
	IV. 進路指導	18
	V. 安全管理	18
	VI. 保健管理	18
	VII. 職員研修	19
	VIII. 保護者・地域住民等との連携・協力活動	19
	IX. 施設・設備	19
	X. 生徒募集計画	19
	XI. 図書館活動	20

5	椙山女学園大学附属小学校に関する事項	21
I.	平成21年度の基本方針	21
II.	教育活動	21
III.	生徒指導	22
IV.	安全管理	22
V.	保健管理	22
VI.	学校運営・組織運営	22
VII.	職員研修	22
VIII.	保護者・地域との連携	22
IX.	施設・設備	22
X.	児童募集計画	23
6	椙山女学園大学附属幼稚園に関する事項	24
I.	教育方針	24
II.	教育目標・教育課程	24
III.	安全管理・保健管理	25
IV.	保護者との連携	25
V.	地域への開放・発信・連携	25
VI.	教育相談体制	26
VII.	組織運営	26
VIII.	研修	26
IX.	施設・設備	26
X.	特別支援・連携	26

1 教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針

I. 平成21年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念「人間になろう」という人間尊重の精神を学園教育の中で主体的に活かしていくことは今日きわめて大きいと考える。今後も本学園は一同「人間になろう」を念頭に置き、教育活動に邁進していくものとする。

本年度も引き続き特に次の4点の基本方針を掲げて活動を行うこととする。

- ① 「生きる力」「人間力向上」「学士力向上」など「知識基盤社会」における人材育成などが強調されているが、学園の教育理念「人間になろう」を引続き堅持し、さらにその具現化を図る。
- ② 女性教育の今日的意義を明確にしながら、当面幼稚園を除き女性教育を堅持していく。
- ③ 危機をチャンスとして捉えるような積極的な「攻め」の姿勢を持った経営方針を貫き、幼稚園から大学、大学院までの研究・教育内容の充実を図り、一貫教育をさらに強化するために、教職員の英知と総力を結集して経営を行う。
- ④ 健全な財政を樹立し、教育・事務組織を強化し、経営の安定化を図る。職員ひとり一人の力が十分に発揮され、学園として一体感のある風通しのよい運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

I. 学園

1. 新学部の開設準備

平成22年度、椋山女学園大学に7学部目となる「看護学部（仮称）」を新たに開設するべく、平成21年度は、「新学部設置準備委員会」及び「新学部設置準備室」を中心に、設置認可申請等の作業を進めていく。平成22年度開設に向けて、申請等の作業と並行して「新学部創設準備事務局」を設置して、学部運営、教務、学生、入試、広報関係事項、施設・設備などについて滞りなく整備を進めていくこととする。

2. 椋山歴史文化館設立準備

平成20年度は、会議を重ねた結果として、名称を「椋山歴史文化館」とすることとなった。平成21年度は、開館を創設者の生誕130周年に当たる平成21年6月27日（土）にするべく目標を定め、開館に係る施設・設備の整備及びセレモニー等の準備を進めていくこととする。開館後は、その運用の詳細について検討することとする。

3. 学園エコ対策事業の推進

平成20年度においては「椋山女学園環境宣言」「椋山女学園環境方針」を定め、環境問題に対して学園が取り組むべき姿勢を学園構成員に周知し、広く社会へ発信することに努めた。

平成21年度においては、「環境宣言・環境方針」の理念のもとに、同時に発表された「当面の具体的方針」に挙げた事項を着実に遂行していくこととする。

特に学園の中で最も環境負荷が大きい「大学」について、平成20年度設置した「椋山女学園大学エコ対策推進委員会」を中心に、組織的に環境対策を実施することができる体制を構築する。

また、改正省エネ法（平成21年4月1日施行）において、エネルギー使用の合理化が強く求められ、規制の強化がなされることから、学園全体の省エネルギー対策の強化に努めることとする。

4. 内部監査体制の充実

学園の法令遵守と社会的責任を果たし、社会から信頼される学園づくりのため、内部監査を行っている。監査内容及び範囲について検討の上、内部監査計画を策定して実施する。また、学園監事や会計監査人との連携をはかり、問題点を抽出し、監査法人等が主催する研修会に積極的に参加し、内部監査の知識と経験を深める。

平成20年度においては、「椋山女学園公益通報者保護規程」を制定した。公益通報者の解雇等の禁止や不利益取り扱いを禁止することにより、学園の自浄能力の向上を行い、コンプライアンスに資することを目的としている。平成21年度においても、科学研究費補助金、国及び地方自治体の補助金に対する内部監査や出勤簿監査を中心とする学内規程遵守に伴う内部監査を計画的に実施する。

II. 事務局

1. 事務局の中期目標及び中期計画

平成20年度は、向こう3年間の事務局における「椋山女学園事務局中期目標及び中期計画」を取りまとめた。これは、事務局として、昨今の学園を取り巻く課題の解決に向けて、教職員の協働のもと「教育・研究」に対して何ができるのか、事務組織として何をすべきかを検討したものである。今後は、この中期目標達成に向け、具体的方策を実行に移すとともに、結果についても点検・評価を行い、さらに次の改善策へとつなげることによって、PDCAサイクルを確立し、学園の維持・発展に寄与することを目指す。事業計画についても、この事務局の中期目標・中期計画を背景に

して、具体的な年次計画を立てることになった。

2. 事務組織改革

平成19年9月の新事務組織発足後、部長会、部課長会、学部事務室長連絡会議等において、各部署での問題点を検討・協議しながら新事務組織の整備を進めてきた。平成21年度は更に検討・協議を進めて、新事務組織が目指す趣旨に向かって、現場においてより確固とした具現化を図っていくこととする。

3. 文書管理・規程管理の合理化

平成20年度においては、大きな課題であった、「椋山女学園規程集」の見直しを図り、大幅に目次を改め、より見やすい規程集とすることができた。平成21年度は、改訂版の規程集を更に見直しをし、次回の改訂に役立てることとし、平成21年度新規予算で予算化された「学内規程管理システム」の構築・運用を開始する。

4. ホームカミングデイの実施（同窓会との連携）

平成20年度は、例年どおり相大祭と同時開催で、OGの皆様を対象として卒業生による講演会及びティーパーティーを実施した。平成21年度は、大学開学60周年ということもあり、講演会の講師を著名人にすることを予定しており、それに伴ってティーパーティーの規模も拡大して盛況に実施する予定である。

5. 大学開学60周年記念事業の実施

平成21年度は、大学開学60周年に当たり、その記念事業として「椋山フォーラム」の拡大版を実施する計画である。講演者も著名人を予定しており、開催場所も学内ではなく学外に移し、社会に本学の教育を還元するという市民型のフォーラムを実施する予定である。

6. 庶務研究会の実施

平成20年度は、総務課及び各学部事務室の庶務担当者がメンバーとなって月1回のペースで庶務研究会を実施してきた。目的は、総務課及び各学部事務室間の連携を図ること並びに担当者が事務処理をするに当たってのマニュアルを作成することであった。平成21年度も引き続き研究会を開催し、連携を図り、マニュアルをバージョンアップしていくこととする。

7. 業務の効率化及び人材育成

業務の効率化は、具体化するため次の目標を掲げた。①事務局の一元化を検証し、文書の流れ、決裁方法等の更なる効率化を図る。②ペーパーレス化、マニュアル化による事務処理の効率化を図る。③主管課と他部署とのコミュニケーションを良くし相互理解を深め、迅速な処理が行える体制づくりを構築する。

①の文書の流れ及び決裁方法等の更なる効率化は、平成19年9月に実施した事務局一元化が平成20年夏に実施後1年経過するまでは、新たに担当することとなった部署がその業務の意味を事務局一元化の目的に合致するように処理を進めた。平成21年度は、大学事務が担当していた業務を単純に新しい担当課に移行しただけの業務もあると考えられるので、移行業務の必要性を再点検し業務量の削減を図る。

②のペーパーレス化及びマニュアルの作成は、平成20年6月のWebページ「教職員向けお知らせ」の運用が開始され情報提供の電子化によるペーパーレス化の環境を整備したが、マニュアル作成は取り組みが不十分であった。平成21年度は、Webページ「教職員向けお知らせ」への掲載情報を拡大し、業務マニュアルの作成を推進するWGを立ち上げる。

③のコミュニケーションを良くし相互理解を深めるは、学部事務室業務のあり方や他部署との連携の共通理解が欠けていることが明らかとなった。平成21年度は、学部事務室の業務及び他部署との連携についての共通理解を推進し、学部事務室業務の効率化を推進する。

人材育成では、具体的に次の目標を掲げた。①全学体制との認識のもと、全事務職員が参加する体制作りと意識改革を行う。②学園経営への参加意識を高めるため、積極的に内外の研修に参加する。③意識改革のための標語を作成する。④積極的な提案ができる提案型事務職員への意識改革と育成を目指す。

①の全事務職員が参画する体制作りは、いくつかのWGを設置し、課室の違う職員がWGでの作業によりWGメンバーとなった事務職員の参画意識を高めることができた。平成21年度は、より多くのWGを立ち上げ、事務職員全員が何らかのWGメンバーとして参加できるようにする。

②の内外の研修参加は、人事課に集まる研修情報を印刷資料として関係部署の課室長に提供し、課室長からの推薦に基づき事務職員を研修に派遣した。平成21年度は、研修情報を教職員向けホームページで電子情報として提供し、より多くの研修受講者の推薦を募るとともに、研修成果を発表する場を定期的に設ける。

③の標語の作成は、人事課において他大学の標語の制定状況を調査した。平成21年度は、標語作成のためのWGを発足させて標語作成を推進する。

④の提案型事務職員への意識改革と育成は、10前後のWGを発足させ、それらのWGへ参加することにより提案型事務職員となる意識改革の種を撒いた。平成21年度は、設置するWG数をさらに増大させ、全職員が何らかのWGに参加することで提案型事務職員への意識改革を推進する。また、WGの活動を活性化し、かつ事務職員の専門的知識の増加を図るため、自主的な勉強会の立ち上げを援助する。

8. 雇用の管理の適正化

具体的には、次の2つの目標を掲げた。①有期雇用も視野に入れ、就業規則を見直すWGを作り検討する。②多様な雇用形態について検討する。

①の就業規則の見直しは、WG立ち上げの準備として就業規則の見直しのための情報収集を行った。平成21年度は、現在の就業規則の章立てがわかりにくくなっていることを改善するためのWGや非常勤講師、嘱託事務、嘱託助手等の就業規則制定のためのWGを設置し検討作業を推進する。

②の多様な雇用形態の検討は、具体的な取り組みに着手するまでには至らなかった。平成21年度は、派遣職員の配置部署の見直しや育児介護等によりフルタイムで働けない職員への短時間勤務制度の導入について検討を行う。

9. 自己点検評価（学校評価）の実施

大学の自己点検評価、第三者評価については、平成16年度から認証評価制度が導入され、文部科学大臣が認証した機関の評価を7年ごとに受けることが義務付けられた。本学では認証評価機関のひとつである大学基準協会に申請し、平成18年度に「同協会の大学基準に適合している」との認定を受けた。ただ、その際に同協会から指摘のあった「勧告」や「助言」については、真摯に受け止め、改善に向け抜本的に是正する。平成20年度は、上記の「勧告」や「助言」の改善を図るため、大学改革審議会において是正・改善策を議論した。平成21年度は、議論を継続し、合意されたものから実行に移して、平成22年度に提出する改善報告書に対応していく。また、毎年の自己点検評価活動の報告書である「大学年報」を発行し、ホームページ上でも公開する。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校評価については、平成19年度に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、自己評価の義務化と学校関係者評価の努力義務化が規定された。本学園の各学校においては、従来より自己評価を実施しているが、法改正による「学校評価ガイドライン」に基づく評価方法に改め、重点目標の設定や具体的取組の改善を図り、教育の水準の向上と学校運営の改善と発展を目指し、実施していく。

10. 競争的資金獲得のための方策

文部科学省などが実施する各種競争的プログラム（GP）に代表される大学教育改革の支援は、充実強化されてきており、これらの資金獲得は、教育活動の資金的援助になるばかりでなく、教育環境がさらに充実され、地域社会への貢献としての地位を確保することができる。平成20年度は、大学教育改革の実現のために「育てるGP検討会」を発足し、提出された企画案について活発な議論を行った。平成21年度は、学長の下に設置された「育てるGP検討会」を

中心として検討を重ねていくことにより、学内に芽生えている大学教育の改革・改善に係る優れた取り組みの実績作りを行い、GP採択に向けた教育支援体制を強化していく。

また、外部研究資金（科学研究費補助金、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を超越して、その採択自体が研究の社会的評価を伴っている。そのため、平成20年度は外部研究資金の募集情報を迅速に提供するための教職員向けHPの開設や教員業績データベース化を行い、外部資金獲得のための支援体制を整備した。平成21年度は、研究助成の採択向上を目指し、科学研究費補助金の説明会を実施するほか、教職員向けHPや教員業績データベースを活用して、研究支援体制を強化していく。

1.1. 研究費等の不正防止への取り組み

平成19年9月に制定した「椋山女学園における研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、「椋山女学園予算の支出に関する細則」を制定、平成20年4月からは、科学研究費補助金等公的資金を含む全ての経費及び全ての学校についても本ガイドラインを適用した。

平成20年度は不正防止の徹底を図るため、ガイドラインの説明会、随時開催する会計担当者連絡会による周知及び検証、取引業者への協力要請及びヒアリング、監査室による内部監査を行っており、引き続き平成21年度においても、研究費等不正使用防止委員会において不正防止計画の策定及び不正防止体制の検証を行い本制度の定着を図る。

1.2. 研究費等ガイドラインの完全実施の伴う学部事務室の強化

研究費等ガイドラインの完全実施に併せて、会計事務処理の標準化を目的として、平成20年度に一応の完成をみた「会計処理のてびき」については、新しい会計処理、事案に対応するよう、適宜改訂を実施する。また、会計担当者のスキルアップを目的とする会計担当者連絡会を平成21年度も引き続き実施する。

1.3. 広報活動計画

事務局中期目標で広報課の目標は、①椋山女学園ブランドの維持、②情報の適切な開示、③学生生徒等の確保、④女子学園としての地位の確立、⑤学園グッズの拡大等である。

平成20年度は、戦略的広報活動により、ブランド力を強化した。厳しい競争下で、大学の志願者は微増、附属・併設校の志願者は増加した。また、ホームページをリニューアルし、評価を受けた。さらに、ホームページ・学園報・制作物による情報開示を進めた。学園グッズは、学部と学生課が連携し、「エコグッズ」、「椋山キューピー」を開発し、好評であった。

平成21年度の戦略的広報活動としては、次の3点を中心に、ブランド力、募集力を強化する。①教育理念「人間になろう」と独自価値を主張し、差別化を強化する。②大学・学部、学校の特色と総合学園としての評価を高め、募集力を強化する。③新設計画学部の認知と期待を高め、開設を成功させる。

平成21年度の情報開示としては、多様な関与者に対して、学園の理念、経営方針、活動、事業、財務、監査、自己点検評価などを積極的に開示し、社会的評価と信頼を強化する。また、マスメディアの積極的活用（パブリシティ）とホームページ・広報制作物の充実を行う。さらに、平成21年度は、内部広報を強化し、情報の共有化、変革期に必要な意識改革を進める。学園グッズは、「椋山キューピー中高用」等の開発を進める。

1.4. 新しい予算制度の確立に向けた取り組み

少子化、私立大学経常費補助金の削減を始めとし、学園の経営は決して楽観できない厳しい環境にある。そうした中で、新たな事業展開を積極的に進めるために、これまでの予算執行及び事業内容を見直し、無駄な経費を削減し、かつ、必要なところに重点的に配分できるよう見直しが必要であり、事務組織の変更に伴い、法人と大学の事務が融合したことにより、これまでの経常費予算配分の仕組みを抜本的に見直し、より効率的な予算執行ができるよう検討することが急務である。

平成20年度は、過去10年間の財務状況の分析を実施し、平成21年度新規事業予算では75百万円を削減することで、これまでの事業の見直し及び経常費の配分方法の再考を全部門に促したところである。

平成22年度新学部設置に併せてより柔軟性を持った予算制度の再構築を検討する。

15. 経費削減

平成21年度新規事業予算における所属長裁定分を75百万円の減額を行うことで、各学校において新規事業予算の見直しと同時に経常費においても抜本的に見直すこととなった。

これと共に、これまで以上に全ての職員が、コスト意識を持つよう積極的な仕組みづくりを行う。その主な事例は次のとおりである。

- (1) 大量に消費する物品の一括購入の検討
- (2) 備品、その他の物品の再利用・リサイクルの奨励
- (3) 消耗物品等の予算単位ごとによる共同購入の奨励
- (4) 随意契約を見直し競争入札の積極的利用
- (5) 冗費の徹底した削減

16. 私立大学経常費補助金特別補助の獲得

文部科学省から示された平成21年度予算（案）私学助成関係予算によれば、私立大学経常費補助金の算定方法その他が大幅に変更されることとなり、これまで補助対象となっていた事業の見直しのほか、大学で行う様々な事業・業務を新しい基準と照合し、再検討を行い、私立大学経常費補助金特別補助の更なる獲得に取り組む。

このため、大学において教員と職員を交えて職制を超えた作業チームを編成し、検討作業を行う。

17. 寄付金の募集

平成20年度まで学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的として、入学後の新入学生の保護者に限定して行ってきた「施設整備・教育研究充実のための寄付金」については、寄附金税額控除が受けられるよう、平成21年度から、全ての在学学生を対象とし募集するよう変更する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、さらなる理解と協力を呼びかけていく。

なお、平成20年度までの寄付金を原資として、平成21年度は大学6,592千円、高等学校・中学校9,640千円、小学校3,499千円及び幼稚園1,508千円の施設設備・教育充実事業を実施する。

また、その他の寄付について、平成20年度は、高額寄付者に対する顕彰についてルール化を実施し、愛知県及び名古屋市から寄附金税額控除の指定を受けたことから、平成21年度においては施設整備・教育研究充実のための寄付金以外の一般・特別寄付の募集及び遺贈による寄付について整備を検討する。

18. 椋山女学園大学教育ローン利子補給奨学金の創設

椋山女学園大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院の学生で、学費支弁が困難のため、学生又は学生の保護者等学費支弁者が、提携する金融機関による「椋山女学園教育ローン」の融資を受けた学生納付金の相当額に対する利子の一部を奨学金として補給することにより、学生又は学生の保護者の財政的負担軽減を図ることを目的とした「椋山女学園大学教育ローン利子補給制度」を創設する。

19. 施設充実計画

施設の老朽化に伴う所要の更新を行うほか、教育環境のさらなる改善・設備新設など、資産の適正な管理を行う。平成21年度に整備する主な施設計画は次のとおりである。なお、施設計画の遂行にあたっては、極力、競争原理を導入する。

- (1) 新学部棟建設工事
(2) 雨水排水漏水対策工事
(3) 建物保全計画

【星が丘キャンパス】	【日進キャンパス】
・大学図書館給水設備更新工事	・1号棟増築部屋上防水工事
・学園センターペリメーター側空調機更新工事	・正門前舗装改修工事
・キャンパスヤード駐車場照明取替工事	・図書館屋上防水改修工事
・非常放送・警報機更新工事（南側敷地）	・図書館外壁改修工事
【山添キャンパス】	・体育館外部鉄骨塗装工事
孝経幢外構補修工事	・図書館空調機改修工事

- (4) 設置学校等の主な教育施設充実計画

【星が丘キャンパス】	【日進キャンパス】
・教育学部新館2階個人レッスン室・ピアノレッスン室 改修工事	・サイン計画
・大学体育館空調機設置工事	

20. 大学施設の修繕への対応

大学施設の修繕については、必要な箇所の早期把握と、修繕への対応を迅速に行う。

21. 防災・安全対策への取り組み

平成20年度に続き、大学においては防災訓練を実施する。また、警備員を配置し、セキュリティの強化など総合的な防災・安全対策を行う。

○警備員勤務時間基本系

【星が丘キャンパス】	2名	(女性警備員)
	1名	(男性警備員)
【日進キャンパス】	2名	(男性警備員)
【山添キャンパス】	1名	(男性警備員)

22. バリアフリー対策

バリアフリー対策として、現代マネジメント学部入り口改修工事（自動ドアに改修）を実施する。他の施設についても、障害者の目線で見直し、改修等の対応方法を検討する。

23. 施設の有効利用

施設の目的外使用において、規程の改定を含め有効利用等を検討する。

III. センター

1. オープンカレッジセンター

「人間になろう」という教育理念に基づき、オープンカレッジセンターでは、生涯学習の場及び本学学生の教育支援の場として学習の機会を提供する。特に、生涯教育として性別年齢を問わず学ぶ意欲のあるすべての方々に、地域貢献の一環として、地域との交流をさらに深めていくことを目指す。

2. 学園情報センター

学内のパソコン利用環境を順次整備し、学生及び教職員のパソコン利用環境を安定して提供するとともに、機器の高性能化・高機能化及びソフトウェア／コンテンツの拡充を進める。平成20年度は、各学部と協力し、①国際コミュニケーション学部2教室と学生控室、②人間関係学部1教室、③文化情報学部1教室のパソコンを更新するとともに、事務用パソコンの一部及び貸出用ノートパソコンを更新した。また社会調査士資格科目に対応したソフトウェアの整備を行った。平成21年度は、現代マネジメント学部3教室のパソコンを更新するとともに、新学部のパソコン教室を新設する。

統合・高速化・高機能化の作業を順次進めることにより、安定したネットワーク環境及びサーバ環境の運用を図る。平成20年度は、①人間関係学部のネットワーク及びサーバの更新、②事務用サーバ及び外字システムの更新、③メールサーバの更新を行った。また無線LAN環境の拡張を予定していたが、導入予定機器の技術・サポート動向を見極めるため実施を見送った。平成21年度は、①山添キャンパス、現代マネジメント学部、クリプトメリア館、新学部のネットワーク整備、②現代マネジメント学部教室の大学全体ネットワークへの統合、③無線LAN環境の拡張、④バックアップ用テープ装置やラック免震装置などサーバ保存データの安定化、⑤ネットワーク監視システムの整備を行う。また平成22年度以降の導入に向け、サーバ仮想化及びWebサーバ更新の検討を行う。また、電子決裁導入のフィージビリティを継続して検討する。

電子情報セキュリティ対策を安定的に運用するとともに、学内規程、ガイドライン等の見直しを順次実施する。平成20年度は、①Web経由ウイルス対策サーバの導入、②現代マネジメント学部教員メールの学園メールサーバへの統合及びウイルスチェック・迷惑メール対策の適用、③パスワード脆弱性チェック、④個人情報漏洩防止及び外部攻撃の対策並びに注意喚起を実施した。平成21年度も引き続き電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防に努めるとともに、ガイドライン等の整備を行う。

3. 椋山人間学研究センター

「プロジェクト調査・研究活動」として、5プロジェクト（①総合人間論 ②女性論 ③人間発達論 ④日本・アジア文化と人間 ⑤環境と人間）がある。これらの調査・研究活動は、多方面から本学園の教育理念「人間になろう」に基づいた人間についての知の追究をするとともに、新たな人間についての知の開発を目指し、活動している。平成20年度も各プロジェクトは順調に活動を行い、プロジェクト活動報告会や年誌で研究成果を公表した。平成21年度も5プロジェクトによる調査・研究活動を継続し、研究成果を公表する。

シンポジウムは、学外の研究者を講師として迎え、年1回開催する。様々な専門分野の知見を得る事でセンターの研究活動の進展を図るとともに、幅広く一般公開することによって積極的な社会貢献をも図るものである。平成20年度は「環境問題」を採り上げて実施した。平成21年度もその年に社会の関心を惹く人間に関する話題をシンポジウムで提供する。

年誌『椋山人間学研究』は、センター各プロジェクト活動、シンポジウム・人間講座・自主講座の開催などの報告をまとめた機関誌で、広く学内外に向けて発信する。平成21年度も年度末に『椋山人間学研究』第5号を発行する。

人間講座は、本学の教員を中心に講師として迎え、主に学生・学園内の教職員・地域の方に向けて開催する。本学教育理念を広く学外に発信するとともに、様々な専門分野の知見を提供することで、社会貢献も目指す。平成21年度も4回程度「人間講座」を開催する。

自主講座は、学生・教職員・地域の方を中心に少人数制の読書会形式で開講するものであり、現在構想中のため、構想が固まり次第実施する予定である。参加者の知的好奇心に応じていけるよう毎回テーマを選定し、必要に応じて有識者を招聘し、人間と人間にまつわる知の充実深化を図る。

4. 相山女学園食育推進センター

本学園では、従前より「人間になろう」という教育理念に基づく人間教育の一環として、食育が実践されてきたが、食育基本法の制定などを踏まえ、本学園における食育をより深く考えることとなり、平成19年4月「相山女学園食育推進センター」を設置し、食育に関する事業を総合的かつ計画的に推進することとなった。

平成20年度は、食育推進センターと幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院が協働して、『相山女学園食育推進基本指針』を策定するとともに、今後の本学園における食育推進の検討に役立てることを目的として、在籍する園児、児童、生徒、学生及びその保護者等を対象に、『食に関するアンケート調査』を実施した。平成21年度においては、基本指針に基づいた実態調査の結果を分析し、学内にフィードバックするために広報媒体を発行することで、学内の食育推進活動を啓蒙していく。

また、平成21年度も食育に関する講演会の開催、外部諸団体の食育関連事業への支援等を通じて、広く学内外に向けて情報を発信することにより、積極的な社会貢献に資することを目指す。

3 梶山女学園大学に関する事項

I. 平成21年度の基本方針

周知の通り、少子化により18歳人口が減少していること、また大学・短大への進学率が50%を超えさらに上昇傾向にあること、などの状況の下、本学に入学する学生も近年一層多様化しその質も変化している。従って、こうした多様な学生の生活と学びを支援しつつその教育の質を如何にして保証していくかが本学の大きな教育的課題であり、平成21年度も平成20年度に引き続き、大学改革審議会、大学協議会、学部教授会等との連携を緊密にしつつ大学の教育改革を推進していかねばならない。

しかし、一方では、平成19年度に大学における経常費補助金が約75百万円削減されたことを受け、これに相当する額を平成21年度新規事業予算から削減するという理事会の方針が出されました。これによると大学では前年比約55百万円の削減となる見通しである。

平成21年度は、このような厳しい財政状況下にあつて、新規事業計画の見直しとその厳選、経常費配分の工夫、冗費の削減等を図りつつ、次のような事業の推進を期したいと考える。

- ① 平成20年度に全学的合意を得た「人間論」「情報リテラシー教育」の共通化を実施に移し、その具現化を図ること。
- ② 引き続き教養教育の共通化に取り組むとともに、各学部の教育課程の一層の魅力化、充実化に向けて、学部の将来計画、人材養成の目的に適合する事業を厳選しこれを推進すること。
- ③ 科学研究費、G P等の採択等、競争的外部資金の獲得を期すこと。
- ④ 社会に貢献する大学を目指し、海外、地域、学外の大学・研究機関、高校等との連携事業、環境対策等を推進すること。
- ⑤ 安定的に入学者を確保するために必要な広報等の事業を推進するとともに、特に社会人、留学生等を積極的に受け入れる施策を講ずること。
- ⑥ キャリア教育を推進し、学生のキャリアデザインの形成、卒業後の進路の選択・決定、就職活動等を支援すること。
- ⑦ 大学開設60周年を記念して、教育研究成果を社会に還元する記念事業を展開すること。

II. 教育分野

1. 教養教育

大学改革審議会が中心となって、大学設置基準大綱化以降の教養教育科目の変遷と現状を分析して、教養教育科目を大学全体で捉えて全学部での共通履修化を段階的に実施していくことを検討している。この改革により、梶山女学園大学としての「学士力」を確実に身に付けさせることも目的としている。そのうち、「情報リテラシー」については平成21年度には全学部共通の1科目必修化が実現する見込みである。また、「人間論」についても平成21年度から段階的に共通履修化を行うことになっている。その他の教養教育科目についても名称の統一をはかり、全学部共通履修化に向けて検討する。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科は、管理栄養士資格をベースとした高度な知識と技術、崇高な人格を備えた職業人を養成する。具体的には、疾病と栄養分野だけでなく、食育と健康分野、食品産業分野で活躍できる人材を養成するために、各分野で時代の進歩に合わせた教材の整備または更新を引き続き進めていく。また、栄養情報担当者（NR）受験資格を取得できる教育課程の整備・導入を準備する。

生活環境デザイン学科では現行のカリキュラムが完成年度を迎えるので見直しを行う。持続性ある生活環境のために「ものづくり」に加えて「ものの活用法」や「地球環境」を視野に入れてカリキュラムを改正する。

<国際コミュニケーション学部>

語学教育の向上とその効果の点検のために、英語、ドイツ語、フランス語を履修した学生に対し、各語学検定試験の受験を課す。特に、英語教育に関しては、本年度より『TOEIC プログラム』を開設し、学部生全体の TOEIC の得点のアップをめざす。

学生による自己表現の向上を目指すための学生自身の投稿・編集による『言語と表現』（作品集）を指導する専任教員を採用し、その内容の充実を図り刊行する。また、学生の卒業論文の優秀作品を『言語と表現』（論文集）に掲載し刊行する。

留学制度の充実した運営を行う。現在ある留学制度1ヶ月プログラム（ドイツ語圏、フランス語圏）、2ヶ月プログラム（英語圏、ドイツ語圏）、6ヶ月プログラム（英語圏、フランス語圏）参加学生への指導を強化し、留学事前・留学中指導に加え、留学経験を生かすための事後指導を行う。

学部教育の内容のPR活動をさらに充実させるために、学部ホームページの定期的な更新とともに内容の大幅な変更を行う。学部のさまざまな活動、カリキュラムの内容、学生や教員の声などを充実させる予定である。

<人間関係学部>

平成19年度に改組された人間関係学部は、新カリキュラムの人間関係学科・心理学科と旧カリキュラムの人間関係学科・臨床心理学科が並存している。また法改正による社会福祉士資格関係の科目変更も平成21年度から実施される予定である。平成21年度は、こうした旧から新への移行期ではあるが、人間関係学部の特色であるケースメソッド・卒論指導・演習プロジェクトやTA・TSの配置による授業方法の改善・充実、要支援学生の支援体制の確立、留学生の学習環境及び適応環境の充実、従来からの講義室の教育機材の整備・充実やキャンパス内フリー・スペースのPCの更新など教育環境の整備は継続していきたいと考えている。

一方、学部の将来計画委員会が平成20年度に設置されており、平成21年度には、具体的な案を提出したい。

<文化情報学部>

平成20年度は、学生の関心や意欲を考慮した学部教育の充実を目標に、①平成18年度からスタートした「アジア文化交流」「メディア情報」「情報ネットワーク」の3専攻編成カリキュラム完成後の実施を目指して学科再編も視野に入れた新カリキュラムを作成し、また、②バランスの取れた実践力を育てるために基盤教育の一層の充実に努め、さらに③ICT技術を使った参加型授業とメディア教育の充実のために、メディアラボとスタジオの設備・機器の充実を図った。

平成21年度は、学部教育の魅力化を推進するために、①平成20年度から作成しているカリキュラムのさらなる充実に努め、それを平成22年度以降に実施することを目指し、また、②本学部開設10年目の節目の年に当たり、本学部の教育の実績を広く知ってもらうとともに、今後の学部発展方策を検討する機会とするために、学部開設10周年記念事業を実施し、さらに、③平成20年度に引き続いて、情報社会に即応できる情報技術や情報知識を兼ね備えた人材、多様なメディアに対応できるメディアリテラシーを持った人材、そしてコミュニケーションと文化交流の豊かな能力を備えた人材の育成を目指す。

<現代マネジメント学部>

企業分野、地域・公共分野、国際分野の三つの柱からなるマネジメントフィールドから女性の発想を生かせるマネジメントのスペシャリスト養成に努める。その一環として、当該担当教員による細かな指導のもと教員、公務員、税理士、行政書士、中小企業診断士、簿記、ファイナンシャルプランナーなどの資格関連の書籍や設備等、キャリア教育環境の充実を図った。早期段階で就職への関心度を高めるとともに、高い就職率の達成と就職のミスマッチの防止ができたも

のと考えられる。今後もこのようなキャリア教育環境の充実に努める。さらに、学生の教育環境を整えるため情報教育、語学教育の関連施設等の充実に図る。

また、教員のさらなる質の向上と研究の促進を目指し、FD推進事業、学部紀要の発刊、教員の国内研修、休日等の研究室へ出入りを可能にする出入管理システム工事を実施したい。

<教育学部>

平成19年度新設した学部として、平成21年度は20年度に引き続き学部設置目的である教師・保育士養成の効果的なカリキュラムの開発充実にともに、学年進行的に開設される新規科目の教育内容及び教育環境の整備を行う。

教師・保育士としての実践力を高めるために、学部教育におけるTSの充実、ピアノ個人レッスン等音楽環境の充実、教育現場の体験型授業の充実、体育の指導法における学外ゲスト講師の協力によるチームティーチング、人間論における教師・保育士等の現場実務家の招聘等を実施する。

また、学部の将来展望の検討とそれに基づく試験的な試みとしては、公開セミナーの開催、学部Webサイト等広報活動の充実、学部FD活動の充実、教員採用試験対策としての模擬面接等の実施を考えている。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

食品栄養科学専攻及び生活環境学専攻では、それぞれ人の健康に関わる食と栄養及び持続性ある生活環境に関する問題点を具現化し、新たな対策を創生できるような専門家を育成する。人間生活科学専攻では専門家としてさらに深く探求する能力を養う。これらの人材養成に支障がないように予算執行計画を含め研究環境の充実に策定する。また、学部と大学院の教育の整合性を図るべくカリキュラムを整備する。

また、多くの学生が研究科に入学し在籍するように、近隣の大学に対して本大学院の広報活動を行い、入学者の開拓を行う。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科の3領域では、それぞれの専門性を深めると同時に学際的な教育研究を通して人間関係の諸問題に的確に対処しうる人材の養成を目指す。

大学基準協会による認証評価の際の指摘事項でもあり、平成19年度から継続的に検討されてきた「研究指導」のあり方については、平成21年度から新たに「特別研究」と名称変更し、2単位から3単位とすることで実情に合わせることで、修士課程全体を通しての研究指導と「特別研究」における充実した修論指導の両輪を効果的に運用していく。

大学院生ひとり1台ずつパソコンが配置され、一定水準の情報インフラも整備されたので、教育効果を高めるべく一層適切な活用を検討していく。

内部推薦を含め進学希望者を増やすために、この領域での研究の動機づけを高める広報を積極的に展開したい。

4. 教育方法の改善活動

平成21年度も委員会を中心にFD活動の充実に図ることで、教育内容のみならず、研究活動の報告、学生の意識と勉学ニーズを的確に把握し、大学全体の質的改善・充実に図る。また、学生のニーズに合った特色ある教育を行うためには、各学部固有のFD活動とともに全学的FD活動は非常に重要である。学生による授業評価とその結果を踏まえた授業改善は組織的に継続して行うことが必要とされている。活動としては、学生による授業アンケートの実施、FD講演会、FD研修、FDのための授業公開の実施、全学FD委員会活動報告書作成を実施する。

また、多様で質の高い学士課程教育の実現を目指すため、入学前教育の導入について、各学部の重点分野等を把握しながら、新たに取り組む仕組みを検討し各学部の独自性との関連を視野に入れ、学生が4年間の大学生活で自分自身を最大限に引き出すようサポートの態勢を探る。

III. 研究分野

研究環境の充実については、個人研究費及び学園研究費の配当、科学研究費補助金の獲得、研究活動の発表の場としての「相山女学園大学研究論集」や学部独自の研究紀要の発行、学外の学会雑誌への投稿及び学外研究会への研究発表の奨励がある。

学園研究費の配当については、個人研究ばかりではなく学部内及び学部を超えた共同研究に対しても行っている。また、科学研究費補助金等外部研究資金については、学長のリーダーシップの下、その獲得について奨励し、年々採択件数が増えてきている。各種研究論集についても、毎年、その年度に行った研究成果について投稿され、発刊されている。研究発表が学内だけに留まらず、学外にむけても発表できるように各学部ともこれを奨励している。実際に著書、学術雑誌、新聞の連載等に本学の教員の研究が掲載されている。

平成21年度においても一層の研究環境の充実をはかり、特に学部を超えた学際的な共同研究を奨励して、これを社会に発信して研究における社会貢献を行う。

IV. 学生募集

受験生の増加を目標に、入試制度の改革を進め、広報活動内容も見直しながら募集活動及び広報活動の強化を図る。具体的にはオープンキャンパスの充実や大学展への積極的な参加を通じて受験生及び保護者への活動を強化、高等学校への訪問及び教員対象大学説明会の実施により高等学校への積極的な情報提供を行う。また、入学広報媒体である受験雑誌、新聞、交通、インターネットにおける広報は、効果の期待できる媒体を引き続き精査し、効果的な広報活動を実施する。なお、入試広報及び入試実施において、教職員の円滑な協力を得るための方策も検討したい。

V. 学生支援

1. 授業環境支援

平成19年度から運用を開始した学生支援システム(S*map)は、平成21年度で3年目となり、学生と教員・授業を結び仕組みとして確立されつつある。学生が事務的な手続きを軽減されることにより、一層勉学に励む結果となっている。また利用稼働上の不具合の改善を実施し、作業効率化の更なる向上を図り、学生へのサービス向上に資する。これらを通じて、学生が大学へ足を多く運ぶ工夫を促進し、大学で勉学に勤しむ機会を捻出して行く。更にオリエンテーションでの徹底した説明を行い、紙面での掲示を撤廃し、エコ・環境の一助とする。

2. 資格取得

各学部学科のカリキュラム変更に伴い、各種資格関係の申請・届出を行うとともに、教員と職員の連携のもと、資格取得に関する科目の指定を改定しつつ、Student Handbookを通じて学生の適切な資格取得の支援を行う。

また、学生の多様な教員免許状取得要望に応えるため、平成20年度から複数免許取得制度を実施している。平成21年度もこの制度を維持しつつ更に学生の要望等に対し支援強化を図りたい。

3. 学生生活・課外活動

学生支援体制を整備し、学生が安心・充実した学生生活を送るため次の事業を行う。

経済的支援として、奨学金制度の充実を図っており平成20年度は122名の学生に学業奨励奨学金を給付したほか、特別活動奨励奨学金5名、大学院奨学金9名、貸与奨学金3名(前期分のみ)に奨学金を給付及び貸与しており、平成21年度もさらに充実した経済的支援を行う。また、日本学生支援機構を始めとする外部奨学金制度の利用も積極的に行う。

健康・精神的支援として、平成21年度は学生相談室の開室日を増やすほか、全教職員が学生の相談に応じるためのハンドブックの作成やハラスメント相談室、医務室(学校医)との連携・強化をさらに進める。また、平成20年度に全学部へのAED設置が完了し、平成21年度は緊急時に対応するための研修を行う。

学生の自主的活動支援として、4月に新入生キャンパスライフ充実ガイダンスの実施や、課外活動団体紹介DVDにより30%を超える学生の参加を目指す。また、大学祭や課外活動を通じて地域との交流を図り、社会貢献やリーダーシップを発揮できる学生の育成を行う。

福利厚生支援として、学生寮や下宿生など一人暮らしの学生に対する交流会や安全講習会を実施するほか、緊急時における連絡体制のあり方などについて検討を始める。

4. キャリアサポート・就職支援

平成20年度に事業計画として卒業後3年までの卒業生を対象に、就業状況のアンケート調査を10月に実施した。アンケート調査の締め切りは、平成20年11月末として、送付数：3764通のうち、35%の1303通返信があった。今後、調査結果をまとめ、就職相談の参考とする。

平成20年度も進路就職ガイダンスを各種実施した。時代の要求にあわせ、その都度、学生の要望も考慮しながら、改善を図っている。平成20年度、初めてOGを5人招き、3年生に社会人の就職体験、現在の就業状況について説明・相談会を開催した結果、好評であった。平成21年度は、教育学部の学生への支援も必要となるため、教育学部とも連携し支援を行う。

平成20年から、ガイダンスやインターシップ、講座の申し込み、一般常識テストなどの申し込みについて学生への周知を徹底するため、S*mapを利用してきた。今後も利用の仕方を工夫し、より良いものにする。

VI. 国際化

1. 留学生支援

留学生支援としては、①交換学生への日本語教育の拡充を図ること、②日本人学生との交流を促進すること、③伝統芸能の体験学習を授業に組み込むこと、④ホームビジットを継続することの4点が、主要な計画目標である。

①については、特に「日本語能力試験」対策を強化するために、これを「日本事情IB」の授業内容の一部とする形で、授業に組み込む計画である。なお、「平成20年度事業計画」に挙げた「日本語教育コーディネーター（非常勤）」については、平成20年度の実践内容を検討した結果、授業内で対応可能だと判断したので、平成21年度についてはこれを雇用しない。

②と④は、平成20年度の実践で問題がないことを確認したので、これをさらに推進していく。ただ、平成20年度の経験から、ホームビジットの受け入れ先を学外へとさらに拡大する必要があると思われる。

③は完全に新規ではなく、伝統芸能の体験のうちで「能体験」や「歌舞伎鑑賞」は平成19年度まで実施していた「日本事情IIA」の授業内容に、さらにはほかの体験学習すべてを組み込む形態へと拡充するものである。

2. 国際交流活動

国際交流活動としては、①交換留学プログラムの拡充、②広報活動の活性化、③学術交流の準備と実施、④教育実習生等と本学学生の交換プログラムの創設の4点が、主要な計画目標である。

①については、交換留学プログラムへの志願者を増加させること及び本学から派遣する交換留学生の語学力の向上を図ることである。前者については、②の広報活動が重要な役割を果たすと考えるので、国際交流センターのホームページやS*mapを活用する計画である。

③については、上海師範大学との交流が来秋には始まる段取りである。そのほかにも、平成20年度の実践の延長上で、アジアやオーストラリアの大学との交流実現を目指す。

④は、ステイタスの異なる者同士の交換プログラムという新たな枠組みのなかで、本学の学生、特に国際コミュニケーション学部以外の学生に利するような交換プログラムの実現を目指す。

③と④に関連して、客員研究員制度の新設は事実上無理だという前提に立って、この制度に拠らない形での学術交流の在り方を工夫したい。

VII. 図書・学術情報

1. 図書館活動

平成20年度より引き続き蔵書内容の充実を図る。あわせて授業との連携を強化し、図書館利用率の増加を目指して利用環境の改善と利用者へのサービスの充実を図る。

特に平成21年度においては、閲覧室内の机等、備品の配置を見直して、授業や図書館ガイダンス等の使用に際し一層使いやすく、また効率よく利用できるスペースとなるよう検討する。そのほかに図書館の役割として授業や研究の支援にもつながるよう施設・設備の改善に努める。

平成21年度中にホームページをリニューアルし、よりわかりやすく、目的とする情報へたどり着くように、改訂すると共に、新たな機能を盛り込み、充実したホームページとなることを目指す。また、閲覧室に7台の新規パソコンの設置を予定しており、ガイダンスだけでなく、授業にも使えるように変えることで、学習支援にもつなげていく。

平成18年に本学が受けた大学基準協会の認証評価や、昨今の時代の流れから、大学施設の地域への開放等社会貢献の期待が高まっている。数々の問題点によって停滞している取り組みを、女子大学としての図書館のあり方を検討しつつ、少しでも社会貢献の実現に寄与できる図書館とするべく、解決策となる具体的な方策を検討していく。平成21年度は検討結果をまとめ、その素案を基に、具体化への道に関係各署に諮っていく。

2. 情報利用環境整備

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開、及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報リテラシー力の向上を図る。

自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自習環境の整備について、平成20年度は試行的に一部学部配備した。本環境は、学生の自学自習を促進するもので、情報リテラシー力の向上に寄与しており、平成21年度は対象を全学部拡大する。

情報リテラシーの共通化については、平成20年度は大学改革審議会と協力して、情報リテラシー教育1科目を平成21年度より必修化し全学共通実施することを決定した。平成21年度は入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS (Teaching Staff) の配備を強化する。また、2科目必修化、資格の単位認定、シラバス共通化について検討を進める。

情報系資格取得のための初級システムアドミニストレータ試験対策講座について、平成21年度より試験の名称及び内容が変わるが、それに対応した対策講座に変更し継続実施する。平成20年度から開始したマイクロソフト認定のMCP試験対策講座は予想以上の受講者があり、平成21年度も継続実施する。

平成20年度よりプリンタに対する同一ユーザからの同一ファイルの重複出力指示を抑止することにより、無駄な紙の使用を1割弱削減できた。平成21年度も継続する。

VIII. 生涯学習・社会連携

一般社会に生涯学習の場を提供し、キャリアアップ、教養力の涵養等の受講生の多様なニーズに対応することができる講座を、本学の教授陣も加わり、各種開講し、広く社会に生涯学習の機会を提供することとする。また、学生のキャリア支援を実施するため、在学生の受験希望の多い各種試験科目について、学内を準会場として団体受験するなど資格取得支援を実施する。

また、公共団体への講師の派遣、学内の施設を利用した連携講座の実施を行うことで、より多くの生涯学習の場を身近な場所で、学ぶ方々の身分を特に選ばず提供している。この連携講座は、連携先の公共団体とともに、大学内での日頃の教育研究の成果が地域社会の中でよりわかりやすく還元され、その地域の方々の知識や教養となって貢献できる“学び舎”を目指している。平成20年度には、日進キャンパスの位置する日進市との連携講座を新設し、平成21年度以降も継続的に実施する予定である。

IX. 管理運営

1. 各種委員会等

大学の管理運営体制については、学長の指揮の下、理事会との連携を取りながら大学改革を進める大学改革審議会、各学部教授会との連携により大学全体の重要事項を審議する大学協議会を設置して諸課題に対応している。また、各学部教授会の下、全学的な委員会が30を超え、定期的に開催されるもの、随時開催されるもの等様々な形態があるが、いずれの委員会においても活発な議論が交わされている。

文部科学行政の大学改革への要求は、益々そのスピードが速くなり、内容においても大学全体で対応しなければならない事項が増えてきている。これらの社会事情に対応するためには新たな管理運営体制を整備しなければならない。学長を中心とした管理運営体制を整備し、即応性のある委員会を構築すると同時に各種委員会機能の見直しに着手する。

2. 自己点検・評価活動

大学の自己点検・評価活動として、毎年「大学年報」を刊行し、7年に1回の第三者評価に備えている。平成20年度も「大学年報 第12号(平成19年度版)」を発刊した。平成21年度も平成20年度の大学事業を点検評価する「大学年報」を発刊する。また、平成21年度は、平成22年7月に提出する「改善報告書」の改善対象年度になるため、平成18年度の認証評価時に助言等を受けた事項について、改善して事業を行う。

3. 学士課程教育の構築に向けて

中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」に基づき、学士レベルの資質能力を備えた人材を養成し、社会からの信頼に応えられる人材を輩出するために、大学改革審議会のもとに、3つのワーキング・グループ(学生支援の在り方、教育の質保証システムの構築、研究活動の活性化)を設置し、検討することにより、本学として中長期的な大学教育の方向性を示すことで、具体的な改善方策を模索し、学士としての水準の維持・向上を目指す。

X. 社会貢献

1. 教員免許状更新講習の実施

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることとなった。更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけることで、平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されることとなった。更新には2年間で30時間(必修:12時間、選択:18時間)の免許状更新講習の受講・修了が必要となった。

本学も教員養成課程を設置していることと、多くの高等学校及び中学校教員を輩出していることもあり、平成21年度更新講習開設を実施すべく文部科学省へ申請書を提出する。

2. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談研修は、平成19年度から年間に2000件を超えるようになっており、平成20年度は、受付スタッフのシフトの変更を行った。この傾向は、平成21年度も続くと考えている。

臨床心理相談室は、地域への開放された施設であるとともに、大学院生の研修施設でもある。ここでの教育・訓練は、カンファランスとスーパーヴィジョンを中心としているが、その他にも平成19年度に2回開催した相談室スタッフへの研修会も継続して開催したい。

また教育関係者やスクールカウンセラーを対象とした研修講座(平成15年度から継続して開催)や一般の方々を対象とした特別講演会など、広く臨床相談室が持っている知財を社会に向けていくことを継続していきたいと考えている。

4 椋山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 平成21年度の基本方針

幼稚園から6学部を擁する椋山女学園大学・大学院までの女子総合学園の中の中学・高等学校としての意識を明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学してくる生徒・保護者の期待に応えるための教育実践を積み重ねる。

- ① 学力向上を目指し、平成21年度からの新カリキュラムを実施し、平成24年度からの新カリキュラムを策定する。
- ② 生徒が主体的に参加できる行事の企画・運営を行う。
- ③ 生徒が健全な学校生活を送るための、基本的な生活規律の確立を目指す日常的な指導を徹底する。
- ④ 生徒の自主性の育成を図るため、生徒会活動活性化を推進する。
- ⑤ 多様化する生徒の進路希望に応じた進路指導を実施する。
- ⑥ 成長期の心身の発達に留意し、椋山女学園食育推進センターと連携し、食育教育を実施する。
- ⑦ 椋山女学園エコ対策推進委員会と連携し、エコ対策教育を推進する。
- ⑧ 椋山女学園大学国際交流センターと連携し、豊かな国際交流プログラムの企画・運営を行う。
- ⑨ 心の悩みを抱える生徒の実態把握と指導の充実を図る。
- ⑩ 部活動の活性化を図る。
- ⑪ 図書館を利用した椋山独自の多彩な学習活動の充実を図る。
- ⑫ 総合学園としての展望をもった生徒募集政策を策定する。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 生徒が主体となる「調べて、まとめて、発表する」授業形態を工夫する。
- (2) 小テスト、補習などをこまめに実施し、家庭学習につながる課題を工夫する。
- (3) 客観的な学力実態分析を行い、生徒個人々の学習意欲を喚起する指導を推進する。
- (4) 望ましい学習態度、学習習慣の育成と定着を図る。

2. 中学・高等学校6カ年を見通した新カリキュラムづくりとシラバスの作成

- (1) 中学・高等学校とも、新学習指導要領に対応したカリキュラムづくりを継続的に進める。
- (2) 平成20年度各教科実践の反省に基づき、カリキュラムに則った、より効果的なシラバスを作成する。

3. 教員の指導力の向上

教科会での研修報告や公開授業など、指導法を交流する機会を設ける。

4. 「人間になろう」の教育理念のもとに行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、調べ学習、実体験、まとめの発表などの学習を通して、大テーマ「人間になろう」を追究する。
- (2) 修学旅行などの校外行事に際しては、事前研究、現地での講話・体験等、事後の報告レポート作成、プレゼンテーションなどの学習活動を推進する。
- (3) 情操の育成のため、芸術鑑賞の機会を設ける。
- (4) 国際理解を深める教育の一環としてオーストラリア・中国の姉妹校との隔年相互訪問に加えて、カナダ・ニュージーランド語学研修を隔年実施する。また、新たな交流校の開拓を検討する。

- (5) 別記図書館を利用した読書活動の推進に努める。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) ホームルーム活動や委員会の充実を図る。
- (2) 生徒会活動の充実や発展を推進する。
- (3) 部活動の活性化を推進する。

2. 生活規律の確立

- (1) 身だしなみ・マナー・遅刻者指導など、生活規律の確立をする。
- (2) 問題行動への対応と防止を行う。
- (3) 家庭・関係機関等との連携を推進する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 生徒進路決定サポート

高校では、年次を追って組み立てられた指導計画に沿って、進路意識の啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々の生徒の進路決定に向け、きめ細かい指導を推進する。(適性検査、校内模試等)

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、2学期に1回大学各学部教員による学部内容の説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験させ、より明確な学部選択ができるよう指導する。
- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定を指導する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

他大学への進学希望者に対しては、外部進路情報の提供を綿密に行い、学力補充のための講座や補習を実施する。

4. 中学校における進路指導

相山女学園高等学校進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対し、適切な指導を行う。

Ⅴ. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するために交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策などにおける警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 災害発生時の応急対応体制の整備とマニュアルの作成をする。
- (2) 保護者との連携を推進し、災害発生時の徒歩帰宅による集団下校、連絡方法などを周知徹底する。

Ⅵ. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 健康診断を実施する。
- (2) 環境測定を実施する。

2. カウンセリングなどの教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態把握と職員の連携を行う。
- (2) カウンセラーや大学院人間関係学研究科の学生との連携を行う。

Ⅶ. 職員研修

1. 教育力向上のための研修実施

- (1) 全教員による年2回の研修会を行う。
- (2) 校外の各種研修会への参加を推進する。
- (3) 教員の個人的な研修を支援する。
- (4) 全教員対象に、セクシャルハラスメント防止のための講演会を行う。
- (5) 新任教員への研修を行う。

Ⅷ. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会の実施
- (2) 各学年における保護者会や学級懇談会の実施
- (3) PTA研修会等の実施

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路・地下鉄駅でのマナー指導を徹底する。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。

Ⅸ. 施設・設備

1. 特別教室の有効活用

- (1) 授業後に、コンピュータ室1室を定期的に開放する。
- (2) 特別教室を適切に利用可能な状態にする。

2. 視聴覚機器の有効活用

- (1) 普通教室のプロジェクターをいつでも使用可能な状態に保つ。
- (2) 視聴覚機器が適切に利用可能な状態にする。

3. 各種施設の有効活用

グラウンド・体育館など、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動やクラブ活性等に役立てる。

4. 各種処理ソフトウェアの充実

成績処理システムのより円滑な使用に努め、教員の生徒指導の時間を確保する。

X. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

学園広報課と連携を密にして、学校案内パンフレットやホームページの充実を図る。

2. 総合学園としての展望をもった生徒募集政策の策定

学園を取り巻く情勢分析、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集政策を策定する。

3. 各種企画の充実

オープンスクール・学校説明会・入試体験（中学校）・入試説明会（高等学校）の充実を図る。

X I. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動支援

- (1) 新入生対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 教科推薦図書を購入する。
- (3) 図書館での調べ学習授業や総合学習「人間になろう」へのレファレンスサービスを行う。
- (4) 授業での図書館利用を推進し、授業外での活用も促進する。

2. 読書センターとしての読書活動支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 魅力ある選書と配架の充実に努める。
- (3) 生徒希望図書を購入する。
- (4) 図書委員会の活動を支援する。
- (5) ホームルーム読書会へ集団読書テキストを提供する。
- (6) 椙中・椙高100冊により読書活動を推進する。

3. 外部との積極的な連携

- (1) 図書カードを利用して保護者への貸し出しを行う。
- (2) 椙山女学園高・中図書館ホームページによる情報提供を行う。
- (3) 図書館見学の依頼に応じる。
- (4) 小学生を対象に閲覧室開放を実施する。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 平成21年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」、小学校校訓「強く、明るく、美しく」を教育の根幹におき、次の事項の具現を目指す教育の推進を図る。

- ① 命を尊び、心や身体を鍛え、たくましく生き抜く力を養う。
- ② 基礎的基本的な学力を養い、深く考え自ら学ぶ態度や習慣を育て、個性の伸張を図る。
- ③ 礼節を重んじ豊かな情操を養い、品位ある生活態度を養う。

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」に則り、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 幼稚園から大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育の推進し充実を目指す。
- (2) 1学級30名の少人数学級編成により、個々の児童を大切にし、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (3) 女子のみの利点を生かした教育を迫及する。
- (4) 一部専科制を取り入れ、専門性を生かした指導の充実を図る。
- (5) 全体で統一している指導方針については、全職員が歩調を揃え指導に当たる。
- (6) 私立学校職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を發揮すべく独自の指導実践を工夫する。

3. 教育活動

- (1) 新学習指導要領に依拠しつつも従来の本校教育の内容を維持し、学力の向上に努める。
- (2) 学力の基礎をなす国語・算数は勿論、他の教科も指導に工夫を凝らし、学力の向上に努めるとともに、児童の自ら学ぶ意欲を高める。
- (3) 専任講師による英語指導を1年生から教科として実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解の深化を目指す。
- (4) 4年生山の生活、5年生海の生活、6年生三方の生活、4・5年生野尻湖林間生活、6年生修学旅行などの校外宿泊生活を実施し、様々な体験活動を通じて、児童の知見を広げるとともに、自立性協働性など多面的伸張を図る。
- (5) 漢字・計算コンテスト、書初コンクール、図工作品コンクール、縄跳び大会など様々なコンクールを実施し、児童の特性の伸張を図る。
- (6) 国際交流を進めるため、5・6年生希望者を対象にオーストラリアのパスでホームステイを実施する。
- (7) 情報教育については、3年生以上の各学年で年間約10時間、専門講師によるパソコン指導を行い、操作能力の習得向上を目指す。
- (8) 土曜日に土曜教室を実施。囲碁、和太鼓、三味線、フラダンス、新体操、エレキバンドなど普段の授業では扱わない内容について専門講師が指導し、児童の特性の伸張を図る。
- (9) 環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置づけを明確にし、環境教育の統括化を図る。

III. 生徒指導

- (1) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操の育成に努める。
- (2) 「早寝、早起き、朝ご飯」など児童の基本的な生活習慣の浸透を、保護者の理解と協力を強めながら推進する。
- (3) 挨拶、言葉遣い、所作などに気をつけ、品位ある生活習慣を身につけさせる。
- (4) 規則を守ってけじめある生活をし、誇りを持って行動できる子を育成する。

IV. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」「災害時の措置」などの規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、通学路の安全確保、安全点検に努めるとともに、安全教室などを実施し、児童の登下校の防犯意識を高める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。

V. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我などに対する適切な対応について周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。

VI. 学校運営・組織運営

- (1) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (2) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (3) 個人情報管理について適切な対応を図る。

VII. 職員研修

- (1) 研究授業等研修活動の活性化を図る。
- (2) 研究集録第10号を発刊する。

VIII. 保護者・地域との連携

- (1) 学期に2回ずつの保護者会と年に2回の個人懇談会を開催し、保護者の学校教育理解を深めるとともに、教師・保護者間の意志の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡も密にとることに留意し、相談事にも親身になって応えることに努める。
- (3) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意努力する。
 - ① 地域の行事や地域の交通安全活動等にも積極的に協力参加する。
 - ② 児童の登下校や地下鉄・バス利用の態度の向上を図る。
 - ③ 保護者の学校周辺での自家用車駐停車のマナー向上を図る。

IX. 施設・設備

- (1) 施設・設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (2) 施設・設備・備品等の充実を図る。新規事業としては次の事項を計画している。
 - ① 図工室の整備
 - ② ビオトープの改修

X. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実を図る。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアに情報を流す。
- (3) 従来行なってきた幼稚園訪問等もつながりの強弱を勘案しながら継続する。
- (4) 公開授業を含めた学校説明会を年に2回ほど実施する。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 教育方針

本学園の教育理念「人間になろう」を根幹とし、人間性豊かで心身ともに健やかな幼児を育成する。

さらに、本園の教育方針（①健康で明るく元気に満ちた幼児に育てる（健康）②何事も自分から進んで力いっぱい取り組む幼児に育てる（積極）③友だちと仲良く遊び、思いやりの心がわかる幼児に育てる（協調）④聞き分けがあり、きちんと挨拶のできる幼児に育てる（しつけ））に沿って、教育を進めていく。

II. 教育目標・教育課程

1. 運動

全身を働かせて様々な活動に親しみ、充実感や満足感を味わう中で、自ら体を十分動かそうとする意欲や、進んで運動しようとする態度を育てる。それによって、健康な心と体の発達を促す。

2. 健康・安全

自分の体や命を大切にし、安全な生活ができる習慣や態度を育てる。そのために、健康な生活のリズムを身につける・生活に必要な活動を自分でする・自分達で生活の場を整える・交通安全や災害時に身を守る、などについて進んで行う力を養う。

3. 人との関わり

教師や友だちとともに過ごし、一緒に活動する楽しさを味わい、色々な思いを共感し合う中で、自分の思いを伝える力と、相手の思いに気づく思いやりの心を育てる。

また、友だちと一緒に物事をやり遂げたり、事の善悪に気づいて考えて行動したり、きまりを守ることの大切さなどに気づく力を育てる。

さらに、異年齢児との関わりや、高齢者や地域の人、中高大生など、様々な人と積極的に関わる体験を持つことによって、人と関わる力を育てる。

4. 言語・絵本

経験したことや考えたことを自分の言葉で表現すると同時に、相手の言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。また絵本や物語の世界に浸る経験を通して豊かな感情や豊かなイメージをもてる子どもに育てる。

5. 環境・自然

周囲の環境に対する感性を育み、環境に対して好奇心や探究心を持って関わる意欲や態度を育てる。植物や野菜を育てることにより、その成長や命の力に気づき大切にしようとする気持ちを育てるとともに、収穫や調理を通して、作ること食べることへの関心を高め、食生活の成り立ちを知り、その大切さに気づく子どもに育てる。

また環境に配慮した生活習慣を身に付けるとともに環境保護への意識を高める。

6. 表現

自然や人々など身近な環境の中で感じたことや考えたことを、声や体の動きあるいは素材や楽器などをつかって表現する楽しさを体験し、教師や友だちと感動を共有し合い、その積み重ねによって豊かな感性を育て、表現する意欲や創

造力を育てる。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 毎年安全計画・危機管理マニュアルを見直し、改善を図る。
- (2) 年間地震3回、火災2回、不審者4回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、事務職員などにも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを定期的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要な都度見直し、いざという時の備えを常にしておく。
- (6) 職員の安全対応能力向上の為に、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署などの協力を要請する。
- (7) 安全に関する施設・設備を最大限整えるとともに、教職員がすぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置いて緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月最初の日を安全点検の日とし、点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し、改善を行う。また怪我の発生については、掲示中の「ヒヤリ ハット マップ」を生かして発生場所について共通認識を深めるようにするほか、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については「相山幼稚園の教育」などで入園当初から対応を伝えるほか、訓練実施の都度協力を要請する。
- (10) 担任、養護教諭などが日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室コーナーで適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添いなどを行う。
- (11) 在園中にどうしても担任が保護者の代行で与薬の必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤などを使用する。給食やおやつへの対応は個別に行う。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査などは、定期的に専門機関に要請する。

Ⅳ. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝えあう。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡などを毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に渡し、年間の流れがわかるようにするとともに、月ごとにも詳しい日程を渡す。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（随時）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）など、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝える。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会などを多く実施し、担任と保護者、また保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 父母のボランティアにより、絵本図書館での子どもの援助・園外活動の付き添い・誕生会の演奏付き大型絵本上演などの実施。

Ⅴ. 地域への開放・発信・連携

- (1) ホームページに園の行事や幼稚園の教育活動をできるだけ多く載せ、地域に紹介する。

- (2) 講演会（年1～2回）を保護者とともに地域へも参加を呼びかける。
- (3) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域へも参加を呼びかける。
- (4) 地域から園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (5) 「すぎのこ絵本図書館」を毎週土曜日、夏休みは土日を除く毎日地域に開放し、貸し出しも行う。また教員による絵本の読み聞かせを行う。
- (6) 地域に子育てニュースを発信する。
- (7) 「わくわくDAY」として地域の人の保育参加を勧める。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について担任の他、園長、主任などいつでも受け入れる用意をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取って対応する。

VII. 組織運営

服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の取り決めに従い実施する。

VIII. 研修

1. 自己研修・園外研修

外部の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。私学協会主催の「教育相談員」の認定を職員全員が取得する。園外の研修会などで発表の機会も考えていく。

2. 園内研修

- (1) 毎日学年会議をもって、実践上の問題を報告しあい、次の日の実践に生かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年毎の実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、教員の日々の教育実践記録の実践例を紹介し、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 全教員が年間を通して、テーマを持って研究し、その成果を園外の専門家の参加の下で発表し、討論するとともに、「実践事例集」にまとめて発刊する。

IX. 施設・設備

1. 生活環境の充実

平成21年度は、内扉修繕・年少テラス屋根張り出しテントなどの施設整備を行う。

2. 安全のための施設・設備及び点検

園庭の改善・遊具の改善を毎年行い、子どもたちが安全かつ豊かに遊ぶことができるようにする。平成21年度は、ウッドデッキ・花壇の整備など子どもたちの体験が豊かになるようにする。

X. 特別支援・連携

平成21年度も次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設ける。

- (1) 祖父母、近所の人、学生など、子どもとの触れ合いを希望する人に来ていただく日「わくわくDAY」（年数回）
- (2) 併設大学の学生の体験学習や研究の受け入れ、併設大学教育学部の実習生の受け入れ
- (3) 併設中学校の生徒が自作の絵本を携えて訪問
- (4) 老人ホーム、消防署などを訪問

- (5) 警察署員（交通教室）などの来園
- (6) 環境サポーターによる自然教室
- (7) 人形劇観賞、ミニコンサート、サンタクロースの来園など
- (8) 併設小学校との連携、田代小学校との連携
- (9) 校医をはじめ、近くの外科医などの医療機関との連携、関係の子どもが通っている福祉機関との連携